

31小保年第2278号
令和2年2月19日

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男 様

小牧市長 山下 史守朗

国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年規則第2号）第2条の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

1 課税限度額の引き上げについて

国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額を現行61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行16万円から17万円にそれぞれ改める。